

議案第142号

さいたま市職員等の旅費に関する条例及びさいたま市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員等の旅費に関する条例及びさいたま市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員等の旅費に関する条例及びさいたま市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員等の旅費に関する条例（平成13年さいたま市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条— <u>第7条</u> ）	第1章 総則（第1条— <u>第14条</u> ）
第2章 <u>旅費の種目及び内容（第8条—第20条）</u>	第2章 <u>内国旅行の旅費（第15条—第28条）</u>
	<u>第3章 外国旅行の旅費（第29条—第38条）</u>
第3章 雑則（ <u>第21条—第28条</u> ）	<u>第4章 雑則（第39条—第41条）</u>
附則	附則
（定義）	（定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(5) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（ <u>常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくは旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所</u> ）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のた	(5) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（ <u>常時勤務する在勤公署のない職員については、その住所又は居所</u> ）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

め一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(6) 赴任 新たに採用された職員のうち、本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となったものその他任用の事情を考慮し規則で定めるものがその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命じられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行すること（規則で定める場合に限る。）をいう。

(7) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(9) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(10) [略]

(11) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の役務を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 [略]

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)・(2) [略]

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本

(6) 赴任 新たに採用された職員のうち、本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となったものその他任用の事情を考慮し市長が別に定めるものがその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(9) 扶養親族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(10) [略]

(11) 一般職の職員 職員のうち、市長等以外のものをいう。

2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村（特別区を含む。）の存する地域をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第3条 [略]

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)・(2) [略]

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員

邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

- (4) 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員
- (5) 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
- (6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族
- (7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第18条第1項第2号ア、イ又はエに規定する場合における外国旅行中に死亡した場合 当該職員

3・4 [略]

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又

族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

- (4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員
- (5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

3・4 [略]

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 職員等の旅行は、次の各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依

は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、規則で定める旅行命令簿又は旅行依頼簿（旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第7条において同じ。）を含む。）（以下この項において「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をしないとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができる。この場合において、旅行命令権者は、速やかに、旅行命令簿等に当該事項を記載又は記録しなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 [略]

頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更する場合には、別に定める旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 [略]

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するため
のものとして第2章に定める種目及び内容に基づ
き、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行
した場合によって計算する。ただし、公務上の必
要又は天災その他やむを得ない事情により最も経
済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合
には、その現によった経路及び方法によって計算
する。

について、路程に応じ1キロメートル当たりの定
額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額
により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定
額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応
じ1夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転につ
いて、路程等に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転
について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移
転について、支給する。

12 旅行雑費は、出張又は赴任に伴う雑費につい
て、1日当たりの定額又は実費額により支給する。

13 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該
当する場合において、定額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法
により旅行した場合の旅費により計算する。ただ
し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事
情により最も経済的な通常の経路又は方法によっ
て旅行し難い場合には、その現によった経路及び
方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、次項の規定に該
当する場合を除くほか、旅行のために現に要した
日数による。

2 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該
当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、天災
その他やむを得ない事情により要した日数を除く
ほか、行程400キロメートルについて1日の割
合をもって計算した日数による。

3 前項の規定により計算した日数に1日未満の端
数を生じたときは、これを1日とする。

第9条 旅行者が同一地域(第2条第2項に規定す
る地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞
在する場合における日当及び宿泊料は、その地域
に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日
を超える場合にはその超える日数について定額の
10分の1に相当する額、滞在日数60日を超え
る場合にはその超える日数について定額の10分
の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額
による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住地又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 1日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が定めるものをいう。）をも

(旅費の請求)

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、別に定める請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅行命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後別に定める期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

って提出することができる。

5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類並びに第2項及び第3項に規定する期間その他の必要な事項は、規則で定める。

第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動（規則で定める移動に限る。）に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（内国旅行にあつては次に掲げる者に限り、外国旅行にあつては任命権者が市長と協議して定める旅行に限る。）

ア 市長等

イ 市長等に随行する職員

(証人等の旅費)

第14条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長と協議して定める旅費とする。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、その乗車に要する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）並びに次に掲げる急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

(1) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、運賃のほか、その乗車に要する急行料金

(2) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、運賃、第1号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

ウ その他市長が特に必要と認めた職員

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、最下級(外国旅行の場合であって前項第5号アからウまでに掲げる者が運賃の等級が2以上に区分された鉄道により移動するときは、最下級の直近上位の級)の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金(内国旅行にあつては前条第1項第5号アからウまでに掲げる者に限り、外国旅行にあつては任命権者が市長と協議して定める旅行に限る。)

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、最下級(外国旅行の場合であって前条第1項第5号アからウまでに掲げる者が運賃の等級が2以上に区分された船舶により移動するときは、最下級の直近上位の級)の運賃の額とする。

2 前項第1号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で当該特別急行列車の乗車区間が片道100キロメートル以上のもの及び市長が別に定めるもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で当該普通急行列車の乗車区間が片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第2号に規定する特別車両料金は、市長が別に定める旅行に該当する場合に限り、支給する。

4 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で当該特別急行列車又は普通急行列車の乗車区間が片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第16条 船賃の額は、現に支払った旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。)並びに寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

2 前項に規定する寝台料金又は座席指定料金は、公務上の必要により別に寝台料金又は座席指定料金を必要とした場合に限り、支給する。

3 第1項に規定する特別船室料金は、市長が別に定める旅行に該当する場合に限り、支給する。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が2に区分された航空機により第9条第1項第5号アからウまでに掲げる者が移動するとき及びこれらの者以外の者が長時間にわたる移動として規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき 最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により第9条第1項第5号アからウまでに掲げる者が移動するとき及びこれらの者以外の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動（規則で定める移動に限る。）に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(航空賃)

第17条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第18条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、路程ごとに計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 車賃は、市の自動車（公用借上自動車を含む。）を利用した場合は、支給しない。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用として規則で定めるもの

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、前3条又は前項各号に掲げる運賃若しくは費用を要する方法によっては旅行の目的を達成し難い場合であって、旅行者が旅行命令権者の承認を受けて自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具（市の所有に属するもの及び市が賃貸借契約により賃借するものを除く。）（職員にあつては任命権者が定めるところにより登録を受けたものに限る。）を使用して旅行した場合には、移動に要する費用として、1キロメートルにつき37円を超えない範囲内において規則で定める額により算定した額及び当該費用に付随する費用を、その他の交通費の額とする。

3 前項の場合においては、全路程を通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（日当）

第19条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 日当は、行程100キロメートル以上の旅行に該当する場合に限り、支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合においては、この限りでない。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある

（宿泊料）

第20条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費（第18条において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき国家公務員に支給される宿泊手当を基準として規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第21条 食卓料の額は、別表第1の定額による。
2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第22条 移転料の額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族（赴任を命じられた日において同居している者に限る。以下このア及びイ並びに次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命じられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあつては、次に掲げる額

の移転料の定額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第23条 着後手当の額は、別表第1の日当の額の5日分及び宿泊料の額の5夜分に相当する額を超えない範囲内で市長が別に定める額とする。

(扶養親族移転料)

第24条 扶養親族移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 6歳以上12歳未満の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第22条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について同号の規定により支給すること

ができる額に相当する額の合計額) を超えることができない。

ア 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命じられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命じられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命じられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族(ア又はイに規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。)を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(旅行雑費)

第25条 旅行雑費の額は、1日につき200円とする。

2 旅行雑費は、行程100キロメートル未満の宿泊を要しない旅行で市長が定めるものに限り、支給する。

(同一地域内の旅行の旅費)

第26条 日当が支給される旅行の場合で同一地域内におけるものについては、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該

旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

(退職者等の旅費)

第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に掲げる旅費

ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出發して当該退職等に伴う旅行をした場合に限る、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第28条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第24条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第29条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出發し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃並びに本邦を出發した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、この章に

規定するところによる。

(鉄道賃)

第30条 鉄道賃の額は、現に支払った旅客運賃、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

2 急行料金及び寝台料金は、公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合に限り、支給する。

3 特別の座席の設備を利用するための旅客運賃は、任命権者が市長と協議して定める旅行に該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第31条 船賃の額は、現に支払った旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

2 寝台料金は、公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合に限り、支給する。

3 特別の船室を利用するための旅客運賃は、任命権者が市長と協議して定める旅行に該当する場合に限り、支給する。

(航空賃)

第32条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

2 特別の座席の設備を利用するための旅客運賃は、任命権者が市長と協議して定める旅行に該当する場合に限り、支給する。

(車賃)

第33条 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第34条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

2 第30条第2項の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。

3 食卓料の額は、別表第2の定額による。

4 第20条第2項及び第21条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。

(旅行雑費)

第35条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料

料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡(第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、93万円とする。

第3章 雑則

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰任について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、

料、入出国税並びに旅客サービス施設利用料の実費額による。

(死亡手当)

第36条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合に、別表第2の定額による。

2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合における死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、第28条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第28条第2項の規定は、第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(同一地域内の旅行の旅費)

第37条 第26条の規定は、外国の同一地域内における旅行の旅費について準用する。

(退職者等の旅費)

第38条 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、その都度任命権者が市長と協議して定める。

任命権者が市長と協議して定めるものとする。

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 [略]

(旅費の特例)

第25条 [略]

2 職員（さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第15条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、徒歩のみにより通勤（職員が勤務のため、その者の住所又は居所と在勤公署との間を移動することをいう。以下この項において同じ。）するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）が、天災その他やむを得ない事情（規則で定める場合に限る。）により、常例としている通勤の経路又は方法と異なる経路又は方法で通勤したときは、当該通勤を出張とみなし、旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第26条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(旅費の支給額の上限)

第27条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第12条第2項に規定する場合を除く。）（

第4章 雑則

(旅費の調整)

第39条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 [略]

(旅費の特例)

第40条 [略]

家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。
)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第
10条第1項各号、第11条第1項各号及び第1
2条第1項各号に掲げる各費用について、当該各
条及び第6条の規定により計算した額と現に支払
った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少な
い額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿
泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（
宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費
に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6
条、第13条、第14条、第16条、第17条、
第18条第1項及び第19条の規定により計算し
た額と現に支払った額を比較し、当該各種目ご
のいずれか少ない額を合計した額とする。

第28条 [略]

第41条 [略]

別表第1及び別表第2を削る。

(さいたま市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市証人等の実費弁償に関する条例（平成13年さいたま市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(実費弁償の額及び支給方法) 第3条 実費弁償の額及び支給方法は、さいたま市職員等の旅費に関する条例（平成13年さいたま市条例第45号）の適用を受ける職員（ <u>同条例第2条第10号に規定する市長等を除く。</u> ）の例による。 <u>2 前項の額に加えて、日当として、1日につき3,000円を実費弁償として支給する。</u> <u>3</u> [略]	(実費弁償の額及び支給方法) 第3条 実費弁償の額及び支給方法は、さいたま市職員等の旅費に関する条例（平成13年さいたま市条例第45号）の適用を受ける職員の例による。 <u>ただし、日当については、1日につき3,000円を超えない範囲内で市長の定める額を支給する。</u> <u>2</u> [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前のさいたま市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の

規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職（免職を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
- 6 第2条の規定による改正後のさいたま市証人等の実費弁償に関する条例の規定は、施行日以後に改正後のさいたま市証人等の実費弁償に関する条例第2条各号に掲げる者が出頭し、参加し、又は出席した場合について適用し、施行日前に出頭し、参加し、又は出席した場合については、なお従前の例による。